

山梨県産業技術センターにおける科学研究費助成事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、山梨県産業技術センターの研究者が行う研究のうち、科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(組織、研究を行う者)

第2条 研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事する者（以下、「研究者」という。）は、山梨県産業技術センターの職員のうち山梨県職員給与条例（昭和27年山梨県条例第39号）第6条第3号に規定する研究職給料表の適用を受ける職員とする。

(組織の責任体制)

第3条 組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を所長と定める。

2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を管理・連携推進センター長と定める。

3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を研究者が所属するセンターのセンター長と定める。

4 研究倫理教育責任者を管理・連携推進センター長と定める。

(研究の実施)

第4条 科研費による研究は、山梨県産業技術センターの業務として実施するものとする。

(研究計画の策定及び応募)

第5条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 研究計画を立案し、実施しようとする研究者は、研究企画管理委員会設置規程に基づき、研究計画について研究企画管理委員会に協議しなければならない。

3 前項の協議を了した研究者は、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、内容及びその応募について、所長の承認を得なければならない。

4 所長は、研究計画調書の内容及び、その応募について承認する場合は、県の所管部局の担当課にその旨を報告するものとする。

(採択結果等の報告)

第6条 研究者は、採択の結果並びに交付の内定及び決定があった場合は、速やかに所長に報告するものとする。

2 所長は、前項による報告があった場合は、速やかに県の所管部局の担当課に報告するものと

する。

(研究成果の取扱い)

第7条 研究者は、科研費により行った研究については、当該研究の研究成果について他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

2 研究者は、前項による発表をしようとするときは、あらかじめ所長の承認を得なければならない。また、前項による発表をしたときは、その旨を所長に遅滞なく報告するものとする。

(研究報告の義務)

第8条 研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを所長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第9条 科研費の研究計画調書の取りまとめは管理・連携推進センター企画連携推進部が、補助金の経理等の事務は同センター総務課が所掌する。

(不正防止体制)

第10条 コンプライアンス推進責任者は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、科研費の運営・管理に関わる全ての職員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書の提出を求めるものとし、誓約書の提出がない職員は、科研費の管理・運営に関わらせない。

2 研究倫理教育責任者は、公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ、研究活動に関わる職員を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

(法令等の遵守)

第11条 研究者は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルール並びに山梨県産業技術センター研究管理要綱を遵守するものとする。

附則

この規程は、令和3年1月6日から施行する。